

## 議第 1 1 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

### 1 趣旨

グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センターの指定管理者を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、あらかじめ呉市議会の議決を経て、指定しようとするものです。

### 2 公の施設の概要

グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センターの計 2 施設を対象とするものです。

#### (1) グループホーム蒲刈

施設所在地	呉市蒲刈町田戸 2 2 0 9 番地
設置年月日	平成 1 7 年 3 月 1 日
設置目的	認知症高齢者に対して居住施設を提供し、共同生活を送ることによって社会的孤立感を解消するとともに認知症の進行の抑制及び自立生活の助長を図り、もって市民の福祉を増進するための施設として設置する。
設置条例	呉市グループホーム設置条例
施設規模等	敷地面積 1, 0 1 5 m <sup>2</sup> 建築面積 3 8 6 m <sup>2</sup> 構造・階数 木造, 平屋建て 主要施設 居室 (9 室), 食堂, 台所, 居間, 座敷, 浴室, 洗濯室, トイレ
利用状況	延べ入居者数 平成 2 5 年度 3, 2 6 5 人 平成 2 6 年度 2, 9 2 1 人 平成 2 7 年度 3, 1 4 1 人
指定管理業務に係る主要な決算の状況	<p>【呉市分】</p> <p>平成 2 7 年度</p> <p>歳入 1, 2 0 0 千円</p> <p>指定管理者負担金 1, 2 0 0 千円</p> <p>歳出 0 千円</p> <p>【指定管理者分】</p> <p>平成 2 7 年度</p> <p>収入 3 6, 6 3 9 千円</p> <p>利用料金 (介護報酬) 収入 2 7, 0 8 4 千円</p> <p>利用料金 (利用者負担金) 収入 9, 5 4 0 千円</p> <p>その他収入 1 5 千円</p> <p>支出 3 6, 5 4 1 千円</p> <p>人件費 2 8, 6 5 0 千円</p> <p>光熱水費 2, 2 9 2 千円</p> <p>修繕費 1 0 千円</p> <p>委託料 3 4 8 千円</p> <p>指定管理者負担金 1, 2 0 0 千円</p> <p>その他支出 4, 0 4 1 千円</p>

指定管理実績	平成17年3月1日～平成21年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
	平成21年4月1日～平成24年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
	平成24年4月1日～平成29年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会

(2) 蒲刈障害者活動支援センター

設置所在地	呉市蒲刈町田戸2209番地	
設置年月日	平成24年4月1日	
設置目的	障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するための施設として設置する。	
設置条例	呉市蒲刈障害者活動支援センター条例	
施設規模等	敷地面積 859㎡ 建築面積 369㎡ 構造・階数 木造，平屋建て 主要施設 製パン室，作業室，食堂・談話室，静養室，更衣室，トイレ	
利用状況	登録者数 平成25年度 3人 平成26年度 5人 平成27年度 5人	
指定管理業務に係る主要な決算の状況	<p>【呉市分】</p> <p>平成27年度</p> <p>歳入 0千円</p> <p>歳出 1,543千円</p> <p>運営費補助 1,543千円</p> <p>【指定管理者分】</p> <p>平成27年度</p> <p>収入 4,987千円</p> <p>運営費補助収入 1,543千円</p> <p>利用料金（利用者負担金）収入 158千円</p> <p>その他収入 3,286千円</p> <p>支出 4,987千円</p> <p>人件費 3,101千円</p> <p>光熱水費 830千円</p> <p>委託料 220千円</p> <p>その他支出 836千円</p>	
指定管理実績	平成17年3月1日～平成21年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
	平成21年4月1日～平成24年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
	平成24年4月1日～平成29年3月31日	社会福祉法人呉市社会福祉協議会

3 指定管理者の業務の範囲

(1) グループホーム蒲刈

ア 施設の維持及び管理に関する業務

イ 次に掲げる事業に関する業務

(ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第20項に規定する認知症対応型

共同生活介護

(イ) 介護保険法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護

(ウ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第5号に規定する食事の提供その他の日常生活上の援助

ウ 使用の許可に関する業務

エ 上記の業務に付随する業務

(2) 蒲刈障害者活動支援センター

ア 施設の維持及び管理に関する業務

イ 次に掲げる事業に関する業務

(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護

(イ) 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援

(ウ) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援

(エ) 障害者総合支援法第5条第25項に規定する地域活動支援センター

ウ 使用の許可に関する業務

エ 上記の業務に付随する業務

4 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）

5 団体（候補者）の概要

団体名	社会福祉法人呉市社会福祉協議会
団体所在地	呉市中央5丁目12番21号
代表者氏名	会長 貞國 信忠
設立年月日	昭和42年5月26日
設立目的	呉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本財産	114,766千円
職員数	285人
役員	会長 貞國 信忠 副会長 吉井 光廣 古江 由紀枝 濱田 俊文 常務理事 佐々木 寛 理事 城 健康 神田 晃典 森本 勝利 香川 治子 大段 忠彦 吉岡 源之 山口 幸夫 中野 光明 頼本 良輔 河野 一美 奥先 楓 小村 美子 神立 爲三 鈴木 孝雄 橋本 一成 原 豊 内藤 雅夫 中野 正氣 監事 中田 清和 坪井 秀則
決算	平成27年度 収入 14億5,872万円

支出 14億4,664万円

## 6 団体（候補者）から提出された事業計画書等の概要

管理運営上の基本方針	<p>「ご近所からほほえみがえしが広がるまちづくり」を基本理念とし、住民の幸せと利益を第一に考え、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを推進していく。</p> <p>地域住民に支えられ、また、当施設の存在が地域住民に有形・無形の恩恵をもたらす関係を、これまでの運営実績を礎に更に深めていく。</p>
管理運営体制	<p>(1) グループホーム蒲刈 管理者 1名 生活介護介護員 8名 介護計画作成担当者 1名</p> <p>(2) 蒲刈障害者活動支援センター 施設長 1名 指導員 1名</p>
施設の維持管理	<p>(1) グループホーム蒲刈</p> <p>「ご近所からほほえみがえしが広がるまちづくり」という基本理念を意識しながら、日常的な利用者へのケアに取り組むとともに、地域性を生かしながら、事業所と地域の人々との支え合うような関係づくりに取り組む。</p> <p>また、全職員に研修や会議出席の機会を与え、職員の資質向上につなげるとともに、蒲刈通所介護事業所、蒲刈生活支援ハウス等の関連事業所・施設と地域住民との交流の機会を積極的に作り、利用者の日常生活の中にアクセントをつけるなど、サービスの質の向上を目指す。</p> <p>さらに、地域の自治会、民生委員児童委員協議会、女性連合会等と運営協議会を通じた連携を図り、地域のニーズに沿った施設運営を目指す。</p> <p>(2) 蒲刈障害者活動支援センター</p> <p>障害者総合支援法及び障害者差別解消法の理念や基本方針を踏まえ、障害者の方々が地元で気楽に集える場を提供し、個々のニーズを大切にしたいきめ細やかな支援を行っていく。製パン事業を引き続き行い、生きがいのある充実した生活を送れる施設としていく。</p>
利用促進の取組	<p>(1) グループホーム蒲刈</p> <p>利用者一人一人の思い、暮らし方の希望、意向等の把握に努めながら支援していくとともに、利用者がより良く暮らしていけるよう、家族の意見、気付き、要望等を反映した介護計画の作成及び見直しを行う。</p> <p>また、利用者が心地良く過ごせる生活環境づくりに努めるとともに、地域との交流が図れるよう、積極的に外出支援を行う。</p> <p>(2) 蒲刈障害者活動支援センター</p> <p>地元の自治会や関係機関に対してPRを行うとともに、地域行事に積極的に参加出店して、パン製品の普及啓発と併せて利用者の掘り起こしを行う。</p> <p>また、安芸灘4島の市民センター及び社協支所の連携の下、積極的な情報提供や相談の場を設けることで、潜在的な利用者の掘り起こしを行う。</p>

経費削減の取組	物品の購入に当たっては、見積合せや入札を積極的に実施し、事務費の削減に努めるとともに、OA機器、インターネット、Eメール等を活用することにより、各種経費の削減を図る。
収支計画	平成29年度から平成33年度までの総額（括弧内は1年当たりの平均額） 収入 194,050千円（38,810千円） 運営費補助収入 7,710千円（1,542千円） 利用料金（介護報酬）収入 136,650千円（27,330千円） 利用料金（利用者負担金等）収入 48,480千円（9,696千円） その他収入 1,210千円（242千円） 支出 194,050千円（38,810千円） 人件費 146,973千円（29,395千円） 光熱水費 15,045千円（3,009千円） 修繕費 1,000千円（200千円） 委託料 2,890千円（578千円） その他支出 28,142千円（5,628千円）

【参考】管理を集約した施設に係る個別収支計画

施設名	区分	指定管理期間の単年度収支計画
グループホーム蒲刈	収入(a)	37,012千円
	指定管理料	0千円
	利用料金収入	36,996千円
	その他	16千円
	支出(b)	35,208千円
	差引(a-b)	1,804千円
施設名	区分	指定管理期間の単年度収支計画
蒲刈障害者活動支援センター	収入(a)	1,798千円
	指定管理料	0千円
	利用料金収入	30千円
	その他	1,768千円
	支出(b)	3,602千円
	差引(a-b)	-1,804千円

7 選定委員会による審査結果の概要

(1) 応募者

団体名	団体所在地	代表者氏名
社会福祉法人呉市社会福祉協議会	呉市中央5丁目12番21号	貞國 信忠

(2) 審査基準

応募者が、(1)に掲げる1者であったため、募集要項においてあらかじめ示したとおり、採点による審査を行わず、各基準ごとにその適否を審査したものです。

審査基準	判定
① 事業計画書等の内容が、施設の利用者の平等な利用を確保するもの	適・否

<p>であること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>利用者の平等利用の確保</p>	
<p>② 事業計画書等の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>施設の設置目的、性格等の理解</p> <p>苦情への対応及び個人情報の取扱い</p> <p>事故等の緊急事態への対応</p>	適・否
<p>③ 事業計画書等の内容が、利用促進が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>利用促進が図られる具体的な取組</p> <p>他の介護・保健・福祉施設等との連携</p> <p>地域特性等を生かした取組</p>	適・否
<p>④ 事業計画書等の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>管理経費の縮減のための工夫</p> <p>適正な管理が行える収支計画等</p>	適・否
<p>⑤ 施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>法人の経営状況</p> <p>必要な職員数の確保</p> <p>類似施設の管理実績</p>	適・否
<p>⑥ その他</p> <p>【主な評価の視点】</p> <p>職員の継続雇用等への配慮</p> <p>障害者雇用への配慮</p>	適・否
<p>総合判定</p>	<p>適・否</p> <p>※否は失格</p>

(3) 審査結果

応募者	社会福祉法人呉市社会福祉協議会	<p>【評価した点】</p> <p>利用者と家族のニーズを反映した介護サービス等の提供及び地域住民や介護・保健・福祉施設等との連携について、具体的で実現性の高い内容が提案されていること。</p>
総合判定	適	
【内訳】		
審査基準①	適	
審査基準②	適	
審査基準③	適	
審査基準④	適	
審査基準⑤	適	
審査基準⑥	適	

(4) 選定委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等
委 員 長	松本 美幸	税理士
副委員長	釜田 宣哉	呉市福祉事務所長
委 員	平井 恵津子	呉市手をつなぐ育成会事務局長
	下村 博	蒲刈町田戸自治会会長
	村本 タヤ子	蒲刈女性会
	向川 一衛	蒲刈地区老人クラブ連合会会長
	森岡 伸治	呉市市民部蒲刈市民センター長

8 選定の理由

当該施設については、指定管理者の公募を行ったところ、応募者が1者であったため、当該者を指定管理者とすることの適否につき、呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第3条の規定に基づく選定委員会において審査を行いました。

その結果、応募者である社会福祉法人呉市社会福祉協議会が指定管理者として適当であると認められたため、当該団体を指定管理者の候補者として選定したものです。